

〔研究ノート〕

新学習指導要領における「地域」の位置づけに関する考察 —小学校における「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」を中心に—

大阪大谷大学 中 島 悠 介

はじめに

2017年3月、小学校学習指導要領の改正が公示され、2018年4月1日より新しい小学校学習指導要領（以下、新学習指導要領と表記）の適用が開始されることとなる（全面実施は2020年から）¹⁾。当該公示においては、改正における留意事項として「学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること」が明記されることとなった²⁾。この文言を見れば、新小学校学習指導要領においては、学校が家庭や地域社会との連携や協働を推進することが求められていることがわかる。それでは、このような地域との連携を推進する方向性は、2020年から全面実施される新学習指導要領にどのように反映されているのだろうか。以上の問題関心から、本稿は新学習指導要領において「地域」の扱いがどのように表れているのか、「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」の3科目における記述を手掛かりに検討することを目的とする。これまでの学習指導要領においても地域との連携や協働を強化することが推進され、それらの政策や実践は文部科学省によってもまとめられてきた。例えば、文部科学省は2004年の「地域力再生プラン」から、2015年に開始された「地域未来塾」に至る一連の学校と地域の連携強化の諸施策を取りまとめているが³⁾、新学習指導要領における地域の扱いを示したものは管見の限り見当たらない。また、現行学習指導要領では「郷土の文化の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心を持つ」といった文言が記述され⁴⁾、新学習指導要領でも受け継がれているものの、具体的にどのような取り組みや態度が目指されているのかについて検討されているわけではない。本稿で扱う「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」はそれぞれ地域をフィールドとしたり、地域の人材を多く活用することがこれまで述べられてきた点で地域と密接に関わっている上、単に地域に関する知識を得るだけでなく、地域との連携のあり方や向き合う態度などにも触れられていることが想定される。このように学校と地域の連携が推進される中、新しい学習指導要領に焦点を当てて地域の位置づけを検討することは、今後の学校と地域の連携のあり方を模索するためにも有意義であると考えられる。

以上の目的から、本稿では第1節で「総則」において見られる地域に関する記述を概観する。そして第2節で「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」の各科目における地域の扱いを検討する。本稿では分析対象を『小学校学習指導要領』とし、その表記については、2020年から全面実施される学習指導要領を「新学習指導要領」、2011年の実施から現在に至る学習指導要領を「現行学習指導要領」とする。

1. 新学習指導要領「総則」における「地域」の位置づけ

本節では、「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」における「地域」の扱いを見る前に、小学校学

習指導要領の「総則」における「地域」に関する記述を概観する。

表1は、現行学習指導要領と新学習指導要領の「総則」における「地域」に関する記述を抜粋したものである。まず、それらの共通点としては、いずれの「総則」においても地域との連携を図りながら、体育や健康に関する活動の実践を促すことが記述されていることが挙げられる。しかし新学習指導要領の「総則」における「地域」に関する記述は、現行学習指導要領の「総則」と比較して大幅に増えており、これは新学習指導要領では道徳教育に関する記述が多くなり、その中に地域に関する記述が多く含まれているためであると考えられる。

表1. 総則

<p>現行学習指導要領(2011～)</p> <p>第1 教科課程編成の一般方針</p> <p>2 道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方について考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。(1頁)</p> <p>3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。…(中略)…また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。(2頁)</p> <p>第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>2-(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。(5頁)</p>
<p>新学習指導要領(2020～)</p> <p>第1 小学校教育の基本と教育課程の役割</p> <p>2-(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。…(中略)…また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。(4頁)</p> <p>第2 教科課程の編成</p> <p>1 教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう務めるものとする。(5頁)</p> <p>第3 教育課程の実施と学習評価</p> <p>1-(5) 児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。(8-9頁)</p> <p>1-(6) 地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。(9頁)</p> <p>第5 学校運営上の留意事項</p> <p>2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携</p> <p>教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア. 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。(12頁)</p> <p>第6 道徳教育に関する配慮事項</p> <p>1 …(略)…なお、道徳教育全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。(12頁)</p> <p>3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。その際、いじめの防止や安全確保等にも資することとなるように留意すること。(13頁)</p> <p>4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。(13頁)</p>

出典：文部科学省『小学校学習指導要領』2008年3月、2017年3月（参照頁は表中表記参照）。

新学習指導要領の「総則」において増加した地域に関する記述を見てみると、主として3つの位置づけを捉えることができる。第1に、「学校から地域へのアプローチ」である。「教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう務める」「教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整える」「学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表」といった文言からは、道德に限定するのみではなく、学校の活動を広く地域と共有したり、学校運営に地域の声を反映させることがより明確化されている。第2に、「児童の学びのりソース」としての地域の位置づけである。「…(中略)…各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと」「地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」「道德教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりする」といった記述から、道德教育を含め、地域の人々や施設などの資源を通して児童の学びにつなげようとしていることが見て取れる。第3に、「児童の地域の人々との交流」である。「高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を超えた交流の機会を設けること」という記述から、学校と地域の連携には児童が様々な地域の人々と触れ合うことが含まれていることがわかる。

2. 新学習指導要領「道德」「総合的な学習の時間」「特別活動」における「地域」の位置づけ

本節では、前節における学習指導要領の「総則」で見られた「学校から地域へのアプローチ」「児童の学びのりソース」「児童の地域の人々との交流」の3つの観点を参照しながら、「道德」「総合的な学習の時間」「特別活動」における「地域」の位置づけを検討する。

表2. 道德

現行学習指導要領(2011～)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては校長の方針の下に、道德教育の推進を担当する教師を中心に、全教師が協力して道德教育を展開するため、次に示すところにより、道德教育の全体計画と道德の時間の年間指導計画を作成するものとする。

(1) 道德教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道德教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道德の内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。(93頁)

4 道德教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道德教育の指導内容が日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道德の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

(94頁)

新学習指導要領(2020～)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分の関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。(152頁)

(7) 道德科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。(152頁)

出典：文部科学省『小学校学習指導要領』2008年3月、2017年3月（参照頁は表中表記参照）。

(1) 「道徳」における「地域」の位置づけ

表2は、現行学習指導要領と新学習指導要領の「道徳」における「地域」に関する記述を抜粋したものである。まず、「地域」に関する記述について、新学習指導要領では現行学習指導要領よりも大幅に削減されているが、これは多くの記述が「総則」にまわされたために結果的に少なくなったと考えられる。内容を見てみると、道徳の授業の地域への公開や、地域教材の開発や活用などにおいて保護者や地域の人々の積極的な参加を求めると、現行学習指導要領と新学習指導要領ではほぼ同様の内容が記述されており、ここでも主として「児童の学びのリソース」として地域が位置づけられていることがわかる。

このように新学習指導要領の「道徳」においては地域に関する記述が少なくなっているものの、「社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分の関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努める」ことが新たに追加されている。ここでは「地域」とは明記されていないものの「身近な社会的課題」が挙げられており、活動範囲が限定される児童にとっては地域課題も「身近な社会的課題」に含まれることが想定される。このように、

表3. 総合的な学習の時間

現行学習指導要領(2011～)

第2 各学校において定める目標及び内容

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

(3) 第2の各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視すること。(98頁)

(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題について学習活動、児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化などの地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。(98-99頁)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(5) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。(99頁)

(6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。(99頁)

新学習指導要領(2020～)

第1 探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようになる。(160頁)

第2 各学校において定める目標及び内容

(3) 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会との関わりを重視すること。(160頁)

(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化などの地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。(160-161頁)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。(162頁)

(7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。(162頁)

出典：文部科学省『小学校学習指導要領』2008年3月、2017年3月（参照頁は表中表記参照）。

「道徳」においては「地域の課題解決」といった要素も見て取れる。

(2) 「総合的な学習の時間」における「地域」の位置づけ

表3は、現行学習指導要領と新学習指導要領の「総合的な学習の時間」における「地域」に関する記述を抜粋したものである。現行学習指導要領・新学習指導要領ともに、ほとんど文言が変更されておらず、地域の人々の暮らしなどに関する課題設定、学校における地域の人々も含んだ指導体制、地域の公民館や図書館・博物館などの活用、各種団体との連携といった点で、主に「児童の学びのリソース」という観点から地域を捉えていることが見て取れる。同時に、新学習指導要領では「実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析してまとめ・表現することができる」ということから、児童の身近な事柄に関して課題意識を持ち、それらに取り組む能力を涵養することが表れてきたことは、「道徳」との共通点として挙げるができる。

(3) 「特別活動」における「地域」の位置づけ

表4は、現行学習指導要領と新学習指導要領の「特別活動」における「地域」に関する記述を抜粋したものである。現行学習指導要領では、行事を行うとともに異年齢集団との交流を促進することや社会体験活動を実施することが述べられているが、新学習指導要領の「特別活動」の項目ではそれらは削除さ

表4. 特別活動

現行学習指導要領(2011～)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態や児童の発達段階などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。(103頁)

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(4) [学校行事]については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を実施するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。(104頁)

新学習指導要領(2020～)

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[学級活動]

2 内容 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成

学級や学校での生活づくりに主体的に関わり、自己を生かそうとするとともに、希望や目標を持ち、その実現に向けて日常の生活をよりよくしようとすること。

イ 社会参画の意識の醸成や働くことに意義の理解

清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することに意識を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。

ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館活動等の活用

学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。(165頁)

3 内容の取扱い

(2) 2の(3)の指導に当たっては、学校、家庭、地域及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。(166頁)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 各学校においては特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。…(中略)…また、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用など工夫すること。(169頁)

出典：文部科学省『小学校学習指導要領』2008年3月、2017年3月（参照頁は表中表記参照）。

れ、「総則」において述べられることとなっており、地域との連携としてより全体的な指針として扱われていることが見て取れる。また、新学習指導要領ではキャリア形成や自己実現を促進するツールとして学校・家庭・地域における学習が想定されるようになっており、生活づくりに主体的に関わり、希望や目標の実現に向けて日常の生活をよりよくしていくために、主体的に学ぶ態度を養成することが内容として挙げられている。

おわりに

本稿では、新学習指導要領における「地域」の位置づけについて、「総則」をはじめ「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」を手がかりに検討した。結果として、「学校から地域へのアプローチ」「児童の学びのリソース」「児童の地域の人々との交流」としての位置づけが見られ、同時に、児童の地域への課題解決意識・能力の涵養や、地域での学びを通じたキャリア形成といった記述も新たに加えられている。しかし、新学習指導要領においては全体的に「児童の学びのリソース」としての地域の記述が多かったことから、地域がそのような役割を果たすことが期待されていることが推察される。一方で、地域に対する愛着という点では、前述したように道徳教育において述べられているのみで、「総合的な学習の時間」や「特別活動」と有機的に結び付けられた記述は見られなかった。このように地域について（地域を通して）学んだり、地域の人々との交流を進めていく中で、いかに児童が自身の住む地域に愛着を持って、将来的に住みたいと思うように育むかが地域発展から見た課題になると考えられる。

本稿では主に現行学習指導要領と新学習指導要領を手掛かりに「地域」の位置づけを検討したが、実際にこれらの方針がどのように進められていくのか、さらなる調査研究が必要であると考えられる。また、今回は地域に対する意識や態度といった観点を捉えるため、「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」の3科目を対象としたが、実際には「国語」や「社会」の科目においても地域に関わる活動が行われており、今後はこれらの科目を含めた実態的な調査が必要であると考えられる。これらの点を踏まえ、学校教育における地域連携のあり方をより鮮明に明らかにすることを今後の課題としたい。

注

- 1) 文部科学省「今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1384662_1_1.pdf, 2017年5月1日取得)。
- 2) 文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について(通知)」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/newcs/_icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1384661_1_1.pdf, 2017年5月1日取得)。
- 3) 文部科学省「学校と地域の連携・協働に関する参考資料」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2015/10/30/1363409_4-7.pdf, 2017年5月1日取得)、文部科学省「[「地域と学校の連携・協働の推進に向けた参考事例集」について」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1370496.htm, 2017年5月1日取得)など。
- 4) 文部科学省『小学校学習指導要領』2008年、91頁。

A Study of the Meanings of “Community” in the New Courses of Study for Elementary Schools: Focusing on Moral Education, Integrated Studies and Special Activities

Yusuke NAKAJIMA

This paper aims at clarifying the meanings of “Community” in the new Courses of Study for Elementary Schools, focusing on three subjects: Moral Education, Integrated Studies and Special Activities. In March 2017, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) published the new Courses of Study for elementary schools, junior high schools and high schools, and they emphasize that students should have affection for their hometown and Japan. Under such situation, in this paper, it was investigated how this policy is expressed in “General Provisions,” “Moral Education,” “Integrated Studies” and “Special Activities” under the new Courses of Study for Elementary Schools. In the promotion of collaboration between schools and local communities, clarifying the state of “Community” in the new Courses of Study will be meaningful for thinking of the way for more effective collaborations.

As a result, three aspects of “Community” were observed in the new Courses of Study for Elementary Schools: “Approaches from Schools to Community,” “Resources for Student’s Learning” and “Promotion of Interaction between Students and Local Community Residents.” In addition, fostering the attitudes and abilities for problem solving in local communities were found in the new Courses of Study. On the other hand, in terms of affection for hometown, though it is described in “Moral Education,” this policy is little connected with the activities in “Integrated Studies” and “Special Activities.” Therefore, fostering affections for hometown through the activities and learning in local communities may be more important for regional development in the future.